

改正社会福祉法に対応した法人運営に関する講習会

法人運営事務に係る書類等の作成例

※ 本資料は、問合せが多かった書類等についての作成例になります。
あくまで一例であり、法令・通知の定めに従って書類等が作成されてい
れば、差し支えありません。

目 次

作成例	1	誓約書・就任承諾書兼誓約書	…	1 ページ
	2	決算理事会（定時評議員会前）招集通知	…	5
	3	理事会招集手続の省略 同意書	…	7
	4	決算理事会（定時評議員会前）議事録	…	8
	5	理事会の決議の省略 提案書	…	12
	6	理事会の決議の省略 議事録	…	16
	7	定時評議員会招集通知	…	17
	8	評議員会招集手続の省略 同意書	…	19
	9	定時評議員会議事録	…	20
	10	評議員会の決議の省略 提案書	…	23
	11	評議員会の決議の省略 議事録	…	25
	12	役員等報酬を無報酬とする場合の報酬等支給基準	…	26

(誓約書（理事）作成例)

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会の理事に就任することにあたり、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇会理事長 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

※ 評議員又は監事の誓約書の場合、第2号の文言を次のように差し替える。

(評議員)

- 2 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

(監事)

- 2 各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

社会福祉法

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(就任承諾書兼誓約書（理事）作成例)

理事就任承諾書

社会福祉法人〇〇会の理事に就任することを承諾します。理事に就任にすることにあたっては、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇会理事長 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

※ 評議員又は監事の就任承諾書兼誓約書の場合、第2号の文言を次のように差し替える。

(評議員)

- 2 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

(監事)

- 2 各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

社会福祉法

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(決算理事会(定時評議員会前)招集通知 作成例)

平成〇年〇月〇日

各理事
各監事 } 様

社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇

第〇回理事会の開催について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、第〇回理事会を下記により開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、社会福祉法第45条の14第5項の規定により、決議事項に特別の利害関係を有する理事は決議に加わることができないこととなっているため、今回審議する議案に該当するものがございましたら、別紙出欠票の該当欄に「〇」をお付けいただき、FAX又は郵送にてご返信くださいますよう、お願いいたします。

記

1 日時

平成〇年〇月〇日(〇曜日) 〇時〇分から〇時〇分まで(予定)

2 場所

〇〇区〇〇一丁目〇番〇号 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室

3 議題・議案

(1) 決議事項(議案書は別添のとおりです)

第1号議案 平成〇年度事業報告及び平成〇年度計算書類等の承認の件

第2号議案 次期役員候補者の件

第3号議案 役員の報酬額(案)及び役員等報酬規程(案)の件

第4号議案 定款変更の件

第5号議案 定時評議員会の招集の件

(2) 報告事項

理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

4 事務局連絡先

社会福祉法人〇〇会 法人本部(担当 〇〇)

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所

電話

FAX

第〇回社会福祉法人〇〇会理事会

出欠票

(FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

社会福祉法人〇〇会理事長 殿

平成〇年〇月〇日（〇曜日）開催の、第〇回社会福祉法人〇〇会の理事会に

出席 ・ 欠席

します。

（ご欠席の場合、欠席理由を
備考欄にご記入ください。）

各決議事項に係る特別の利害関係については、下記のとおりです。

決議事項	特別の利害関係の有無
第1号議案 平成〇年度事業報告及び平成〇年度計算 書類等の承認の件	有 ・ 無
第2号議案 次期役員候補者の件	有 ・ 無
第3号議案 役員の報酬額（案）及び役員等報酬規程 （案）の件	有 ・ 無
第4号議案 定款変更の件	有 ・ 無
第5号議案 定時評議員会の招集の件	有 ・ 無

氏名



住所

【備考欄・ご意見欄】

(理事会招集手続の省略 同意書 作成例)

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇〇〇 殿

同 意 書

私は、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 94 条の規定に従って、招集の手続を経ることなく下記のとおり理事会を開催することに同意いたします。

記

1 日時

平成〇年〇月〇日 〇時〇分から〇時〇分まで (予定)

2 場所

〇〇区〇〇一丁目〇番〇号 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室

3 議題

理事長の選定の件

以 上

平成 年 月 日

理事 (監事)

印

(決算理事会 (定時評議員会前) 議事録 作成例)

社会福祉法人〇〇会 第〇回理事会議事録

- 1 開催日時 平成〇年〇月〇日 (〇曜日) 午後〇時〇分から午後〇時〇分まで
- 2 開催場所 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室
- 3 出席者
理事 (6名) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
監事 (2名) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
事務局 (3名) 事務局長 〇〇〇〇 特別養護老人ホーム〇〇施設長 〇〇〇〇
〇〇保育園園長 〇〇〇〇
- 4 欠席者
なし
- 5 議長
理事長 〇〇〇〇
- 6 決議に特別の利害関係を有する理事 該当者なし
- 7 議題
 - (1) 決議事項
第1号議案 平成〇年度事業報告及び平成〇年度計算書類等の承認の件
第2号議案 次期役員候補者の件
第3号議案 役員の報酬額 (案) 及び役員等報酬規程 (案) の件
第4号議案 定款変更の件
第5号議案 定時評議員会の招集の件
 - (2) 報告事項
理事長及び常務理事の職務執行状況の報告
- 8 理事会の議事の経過の要領及びその結果
午後〇時〇分、理事総数6名のところ、6名の出席により理事会が成立していることを確認後、〇〇事務局長が開会を告げた。その後、出席理事の互選により議長の選出を行い、〇〇理事長が議長に就任した。
また、事務局より、理事会の招集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する理事が

存するかを確認した結果、本日の議案について該当する理事はいない旨が報告された。

(1) 第1号議案 平成〇年度事業報告及び平成〇年度計算書類等の承認の件

平成〇年度事業報告書(案)及び平成〇年度決算報告書(計算書類・財産目録・決算附属明細書)(案)について、〇〇常務理事及び事務局から説明があった。また、監事監査報告書に基づき、監事監査の結果について、〇〇監事及び〇〇監事から説明があった。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇理事

〇〇監事

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第1号議案について、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

〇〇議長 本件は原案のとおり議決されたものと認めます。

(2) 第2号議案 次期役員候補者の件

事務局より、評議員会に諮る議案として、議案資料「次期役員候補者名簿(案)」に基づき説明があり、事務局案として、理事5名と監事2名を重任とし、理事1名を新任の候補者としたこと及び新任の理事候補者〇〇〇〇氏の経歴について説明があった。

また、事務局より、監事の選任に関する議案については現監事の過半数以上の同意が必要とされている旨を説明したところ、〇〇監事及び〇〇監事から、議案資料の監事候補者に同意する旨の発言があった。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇理事

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第2号議案について、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

〇〇議長 本件は原案のとおり議決されたものと認めます。

(3) 第3号議案 役員の報酬額(案)及び役員等報酬規程(案)の件

事務局より、評議員会に諮る議案として、「理事及び監事の報酬総額(案)」及び「役員等報酬規程(案)」の説明があった。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇理事 報酬規程の他に、理事及び監事の報酬額を定めなければならないのか。

事務局 社会福祉法の改正により、理事及び監事の報酬は、定款又は評議員会の決議で定めることとされ、また、報酬額の定めとは別に、報酬の支給基準、いわゆる役員報酬規程について評議員会の承認を得るものと定められております。

評議員会による報酬額の決議と、役員報酬規程の承認との違いについてですが、厚生労働省の作成した定款例では、「理事及び評議員に対して、評議員会に

において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる」と定められており、当法人の定款にも同様の規定がございます。これは、評議員会による決議で、まず各年度の報酬支給額の上限を定めて頂いた上で、役員の皆様の業務に対して支給する具体的な報酬金額、例えば非常勤理事の理事会の出席について1回〇円、常勤の理事長については月額〇円といった形で、報酬規程により評議員会の承認を得ることとなります。

なお、厚生労働省が示した指導監査ガイドラインにおいても、「①の報酬等の額の定めと②の報酬等の支給基準は、報酬等の有無にかかわらず、必ず両方を規定する必要があることに留意する必要がある」とされています。

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第3号議案について、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

〇〇議長 本件は原案のとおり議決されたものと認めます。

(4) 第4号議案 定款変更の件

事務局より、評議員会に諮る議案として、議案資料「定款変更認可申請書(案)」により、平成〇年〇月〇日の第〇回理事会において承認された新規事業である〇〇事業を追加する定款変更について説明があった。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はありませんか。

〇〇議長 ご質問等がないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第4号議案について、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

〇〇議長 本件は原案のとおり議決されたものと認めます。

(5) 第5号議案 定時評議員会の招集の件

事務局より、議案資料「第〇回評議員会招集通知(案)」に基づき、事務局案として、評議員会を下記のとおり開催したい旨の説明があった。

日時 平成〇年〇月〇日(〇曜日) 〇時〇分から〇時〇分まで(予定)

場所 〇〇区〇〇一丁目〇番〇号 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室

議題 報告事項

(1) 平成〇年度事業報告の件

決議事項

(1) 平成〇年度計算書類・財産目録の承認の件

(2) 理事6名及び監事2名の選任の件

(3) 役員の報酬額決定及び役員等報酬規程の承認の件

(4) 定款変更の件

議案の概要 本理事会の第1号議案(計算書類及び財産目録の部分に限る。)

第2号議案、第3号議案及び第4号議案のとおり

- 〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。
ご意見等がないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第5号議案について、承認ということよろしいでしょうか。
(異議なしとの声あり)
- 〇〇議長 本件は原案のとおり議決されたものと認めます。

(6) 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

理事会への報告事項として、報告資料に基づき、〇〇理事長及び〇〇常務理事から、それぞれの担当職務の執行状況について説明があった。

〇〇議長 職務執行状況の報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇理事

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、報告事項につきましては、理事会として了承されたものとさせていただきます。

本日の議題は全て終了しました。これをもちまして、本日の理事会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

平成〇年〇月〇日

議事録署名人

理事長 〇〇〇〇 ⑩

監事 〇〇〇〇 ⑩

監事 〇〇〇〇 ⑩

(理事会の決議の省略 提案書 作成例)

平成〇年〇月〇日

各理事 様

社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇

提 案 書

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、理事会の目的である事項につきまして、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条及び定款第〇条の規定に基づき、理事会を開催することなく、提案事項につき決議の省略を行いたいと存じます。

つきましては、下記「提案事項」にご同意いただける場合は、別添「同意書」に署名押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1 提案事項

第 1 号議案 評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

(1) 開催日時及び開催場所

決議の省略の方法により行う。

(2) 議題

理事 1 名選任の件

(3) 議案の概要

〇〇〇〇氏を理事候補者とする議案を評議員会に提案する。

(同氏の略歴は別添の議案書をご確認ください。)

2 同意書の送付について

平成〇年〇月〇日までにご返送くださいますようお願いいたします。

なお、提案事項について特別の利害関係を有する場合は、決議の省略に加わることができないとされており、同意書の提出に代えて、その旨をご連絡ください。

3 返送先

社会福祉法人〇〇会 法人本部 (担当 〇〇)

〒〇〇〇—〇〇〇〇

住所

電話

(理事会の決議の省略 同意書 作成例)

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇〇〇 殿

同 意 書

私は、平成〇年〇月〇日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条及び定款第〇条の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第 1 号議案 評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

(1) 開催日時及び開催場所

決議の省略の方法により行う。

(2) 議題

理事 1 名選任の件

(3) 議案の概要

〇〇〇〇氏を理事候補者とする議案を評議員会に提案する。

以 上

平成 年 月 日

理事

印

(理事会の決議の省略 監事に対する異議の確認依頼書 作成例)

平成〇年〇月〇日

各監事 様

社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇

理事会決議の省略に係る異議の確認について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、理事会の目的である事項につきまして、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条及び定款第〇条の規定に基づき、理事会を開催することなく、提案事項につき決議の省略を行いたいと存じます。

つきましては、下記「提案事項」につき監事の皆様に異議の有無を確認したく、異議がない場合は、別添「確認書」に署名押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1 提案事項

第 1 号議案 評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

(1) 開催日時及び開催場所

決議の省略の方法により行う。

(2) 議題

理事 1 名選任の件

(3) 議案の概要

〇〇〇〇氏を理事候補者とする議案を評議員会に提案する。

(同氏の略歴は別添の議案書をご確認ください。)

2 確認書の送付について

平成〇年〇月〇日までにご返送くださいますようお願いいたします。

3 返送先

社会福祉法人〇〇会 法人本部 (担当 〇〇)

〒

住所

電話

(理事会の決議の省略 監事の確認書 作成例)

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇〇〇 殿

確 認 書

私は、平成〇年〇月〇日付依頼書により貴殿から異議の確認依頼がありました下記の提案事項に係る理事会決議の省略について、異議がないことを確認いたします。

記

提案事項

第1号議案 評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

(1) 開催日時及び開催場所

決議の省略の方法により行う。

(2) 議題

理事1名選任の件

(3) 議案の概要

〇〇〇〇氏を理事候補者とする議案を評議員会に提案する。

以 上

平成 年 月 日

監事

印

(理事会の決議の省略 議事録 作成例)

社会福祉法人〇〇会 理事会議事録

平成〇年〇月〇日、理事長〇〇〇〇が、理事の全員に対して理事会の決議の目的である事項について下記の内容の提案書を発し、また、監事の全員に対して当該提案に対する異議の有無を確認する依頼書を発したところ、当該提案につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事の全員から書面により異議を述べない旨の回答を得たので、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条及び定款第〇条に基づく理事会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

記

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
第 1 号議案 評議員会の招集事項を以下のとおり定める。
 - (1) 開催日時及び開催場所
決議の省略の方法により行う。
 - (2) 議題
理事 1 名選任の件
 - (3) 議案
〇〇〇〇氏を理事候補者とする議案を評議員会に提案する。(別添議案書のとおり)

- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名
理事長 〇〇〇〇

- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
平成〇年〇月〇日
理事の全員 (〇名) の同意書及び監事の全員 (〇名) の確認書は別添のとおり。
なお、提案した事項について特別の利害関係を有する理事はいなかった。

- 4 理事会議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
理事長 〇〇〇〇

平成〇年〇月〇日

議事録作成者

理事長 〇〇〇〇 ⑩

(定時評議員会招集通知 作成例)

平成〇年〇月〇日

各評議員 様

社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇

第〇回定時評議員会の開催について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、第〇回定時評議員会を下記により開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願いいたします。

記

1 日時

平成〇年〇月〇日（〇曜日） 〇時〇分から〇時〇分まで（予定）

2 場所

〇〇区〇〇一丁目〇番〇号 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室

3 議題

報告事項

（1）平成〇年度事業報告の件

決議事項

（1）平成〇年度計算書類・財産目録の承認の件

（2）理事6名及び監事2名の選任の件

（3）役員の報酬額決定及び役員等報酬規程の承認の件

（4）定款変更の件

4 議案の概要

（1）第1号議案

別添の決算報告書に記載のとおりです。

(2) 第2号議案

第○回定時評議員会終結により、理事6名及び監事2名の任期が満了となりますので、次期役員を選任をお願いいたします。理事会より提案させていただく候補者は、別添「次期役員候補者名簿」のとおりです。

(3) 第3号議案

平成29年4月1日に施行された改正社会福祉法により、役員の報酬額の決定及び役員報酬規程の承認について評議員会の決議が必要となりましたので、審議をお願いいたします。理事会より提案させていただく内容は、別添の「理事及び監事の報酬総額(案)」及び「役員等報酬規程(案)」のとおりです。

(4) 第4号議案

平成○年○月○日の第○回理事会において決定した新規事業である○○事業を追加する定款変更につきまして、審議をお願いいたします。

なお、社会福祉法第45条の9第8項の規定により、決議事項に特別の利害関係を有する評議員は、決議に加わることができないこととされております。該当する議案がございましたら、事務局までお申し出くださいますよう、お願いいたします。

5 事務局連絡先

社会福祉法人○○会 法人本部(担当 ○○)

〒○○○—○○○○

住所

電話

(評議員会招集手続の省略 同意書 作成例)

社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇 殿

同 意 書

私は、社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 183 条の規定に従って、招集の手続を経ることなく下記のとおり評議員会を開催することに同意いたします。

記

- 1 日時
平成〇年〇月〇日 〇時〇分から〇時〇分まで (予定)
- 2 場所
〇〇区〇〇一丁目〇番〇号 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室
- 3 議題
補正予算の承認の件

以 上

平成 年 月 日

評議員 _____ 印

(定時評議員会議事録 作成例)

社会福祉法人〇〇会 第〇回評議員会議事録

1 開催日時

平成〇年〇月〇日（〇曜日） 午後〇時〇分から午後〇時〇分まで

2 開催場所

社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室

3 出席者

評議員（6名） ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○

説明者（4名） 理事長○○○○ 常務理事○○○○ 監事○○○○ 監事○○○○

事務局（3名） 事務局長 ○○○○ 特別養護老人ホーム〇〇施設長 ○○○○
〇〇保育園園長 ○○○○

4 欠席者

評議員（1名） ○○○○

5 議長

評議員 ○○○○

6 決議に特別の利害関係を有する評議員

該当者なし

7 議題

（1）報告事項

平成〇年度事業報告について

（2）決議事項

第1号議案 平成〇年度計算書類・財産目録の承認の件

第2号議案 理事6名及び監事2名の選任の件

第3号議案 役員の報酬額決定及び役員等報酬規程の承認の件

第4号議案 定款変更の承認の件

8 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

午後〇時〇分、評議員総数7名のところ、6名の出席により評議員会が成立していることを確認後、〇〇事務局長が開会を告げた。その後、出席評議員の互選により議長の選出を行い、

〇〇〇〇評議員が議長に就任し、出席評議員の了承により、〇〇〇〇評議員及び〇〇〇〇評議員が議事録署名人に指名された。

また、事務局より、評議員会の招集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する評議員が存するかを確認した結果、本日の議案について該当する評議員はいない旨が報告された。

(1) 報告事項 平成〇年度事業報告について

〇〇常務理事から、平成〇年度事業報告書に基づき、説明が行われた。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はありませんか。

〇〇評議員

〇〇理事長

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、本件について、報告事項として了承するという事でよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

〇〇議長 本件は了承されたものと認めます。報告事項は以上です。決議事項の審議に移ります。まず第1号議案につきまして、説明をお願いします。

(2) 第1号議案 平成〇年度計算書類・財産目録の承認の件

〇〇常務理事から、平成〇年度決算報告書に基づき平成〇年度計算書類及び財産目録について説明があった。また、〇〇監事からは監事監査報告書に基づき監事監査の結果について説明があった。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はありませんか。

〇〇評議員

〇〇監事

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第1号議案について、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

〇〇議長 本件は原案のとおり議決されたものと認めます。

(3) 第2号議案 理事6名及び監事2名の選任の件

〇〇理事長から、本定時評議員会の終結をもって理事及び監事全員が任期満了となること、理事会が提案する理事及び監事候補者の名簿を本評議員会に提出した事及び各候補者の略歴について、議案資料「次期役員候補者名簿」により説明があった。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はありませんか。

〇〇理事長

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。役員を選任につきましては、定款第〇条第〇項に基づき、候補者ごとに賛否をお諮りいたします。

候補者ごとに決議を行った結果、各候補者とも全員の賛成により、以下の者が選任された。

理事 6名 ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

監事 2名 ○○○○、○○○○

(4) 第3号議案 役員の報酬額決定及び役員等報酬規程の承認の件

○○理事長から、「理事及び監事の報酬総額（案）」により、役員の報酬額について、理事について各年度○○万円以内、監事について各年度○○万円以内とする案が説明され、また、具体的な支給基準とその算定根拠について、「役員等報酬規程（案）」により説明があった。

○○議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

○○評議員

○○理事長

○○評議員 役員の報酬額と報酬規程は、毎年度決議が必要になるのでしょうか。

○○理事長 報酬額についても、報酬規程についても、一度行った決議の内容は改正があるまでは有効で、毎年度の決議は必要ないとのことでした。

○○議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第3号議案について、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○○議長 本件は原案のとおり議決されたものと認めます。

(5) 第4号議案 定款変更の承認の件

○○常務理事より、「定款変更認可申請書（案）」により、平成○年○月○日の第○回理事会において決定した新規事業である○○事業を追加する定款変更について説明があった。

○○議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

○○議長 ご質問等がないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第4号議案について、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○○議長 本件は原案のとおり議決されたものと認めます。

本日の議題は全て終了しました。これをもちまして、本日の評議員会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

平成○年○月○日

議事録署名人

議長 ○○○○ ④

評議員 ○○○○ ④

評議員 ○○○○ ④

(評議員会の決議の省略 提案書 作成例)

平成〇年〇月〇日

各評議員 様

社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇

提 案 書

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、評議員会の目的である事項につきまして、社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条及び定款第〇条の規定に基づき、評議員会を開催することなく、提案事項につき決議の省略を行いたいと存じます。

つきましては、下記「提案事項」にご同意いただける場合は、別添「同意書」に署名押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1 提案事項

第 1 号議案 理事 1 名選任の件

〇〇〇〇氏を理事に選任する。

(同氏の略歴は別添の議案書をご確認ください。)

2 同意書の送付について

平成〇年〇月〇日までにご返送くださいますようお願いいたします。

なお、提案事項について特別の利害関係を有する場合は、決議の省略に加わることができないとされており、同意書の提出に代えて、その旨をご連絡ください。

3 返送先

社会福祉法人〇〇会 法人本部 (担当 〇〇)

〒〇〇〇—〇〇〇〇

住所

電話

(評議員会の決議の省略 同意書 作成例)

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇〇〇 殿

同 意 書

私は、平成〇年〇月〇日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条及び定款第〇条の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第 1 号議案 理事 1 名選任の件

〇〇〇〇氏を理事に選任する。

以 上

平成 年 月 日

評議員 _____ 印 _____

(評議員会の決議の省略 議事録 作成例)

社会福祉法人〇〇会 第〇回評議員会議事録

平成〇年〇月〇日、理事長〇〇〇〇が、評議員の全員に対して評議員会の決議の目的である事項について下記の内容の提案書を発したところ、当該提案につき、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条及び定款第〇条に基づく評議員会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

記

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 第 1 号議案「理事 1 名選任の件」(別添の議案書のとおり)
〇〇〇〇氏を理事に選任すること

- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名
理事長 〇〇〇〇

- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
平成〇年〇月〇日
評議員の全員(〇名)の同意書は別添のとおり。
なお、提案事項について特別の利害関係を有する評議員はいなかった。

- 4 評議員会議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
理事長 〇〇〇〇

平成〇年〇月〇日

議事録作成者

理事長 〇〇〇〇 印

(役員等報酬を無報酬とする場合の報酬等支給基準 作成例)

平成 年 月 日制定

平成 年 月 日改正

社会福祉法人〇〇会役員・評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人〇〇会定款第〇条及び第〇条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人〇〇会旅費規程に基づき支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(附則)

第6条 この規程は、平成 年 月 日から施行する。

社会福祉法人の書類等について

参考資料

		作成		備置き・閲覧		所轄庁への届出		公表		
		有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	
計算書類等	計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第1号	
	計算書類の附属明細書	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	事業報告 （法人の状況に関する重要な事項等）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	事業報告の附属明細書 （事業報告の内容を補足する重要な事項）	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
	監査報告（会計監査報告を含む）	○	法第45条の28	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—		
財産目録等	財産目録	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第59条第2号	—		
	役員等名簿 （役員等の氏名及び住所を記載した名簿）	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号	
	報酬等の支給の基準を記載した書類 （役員等報酬等支給基準）	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第2号	
	事業の概要等	現況報告書	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号
		事業計画書	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第59条第2号	—	
算定シート		○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第59条第2号	—		
社会福祉充実計画 （社会福祉充実残額がある場合のみ）		○	法第55条の2第1項	—		○	法第55条の2第1項	○	事務処理基準	

※1 △は定款で作成することになっている場合

※2 上記のほか、定款については、備置き・閲覧、公表をする必要がある。

雇児発0427 第 7 号
社援発0427 第 1 号
老 発0427 第 1 号
平成 29 年 4 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社 会 ・ 援 護 局 長

老 健 局 長

(公 印 省 略)

社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について

社会福祉事業の実施を目的として設立される社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査については、これまで「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成 13 年 7 月 23 日付け雇児発第 487 号・社援発第 1274 号・老発第 273 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知。以下「旧要綱」という。）により行われてきたところでありますが、今般、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）及び「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」（平成 28 年 11 月 11 日付け雇児発 1111 第 1 号・社援発 1111 第 4 号・老発 1111 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）等による関係法令・通知の改正が行われ、法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られたことから、法人の自主性・自律性を前提として、指導監査の効率化・重点化及び明確化を図るため、法人の指導監査を行う基準として別添のとおり「社会福祉法人指導監査実施要綱」を制定しましたので、本要綱に基づき適切に指導監査を行っていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、本通知について、法人が自ら適正な運営の確保を行うよう所轄庁から所管法人に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、旧要綱は廃止する旨を併せて申し添えます。

社会福祉法人指導監査実施要綱

1 指導監査の目的

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものである。

2 指導監査の類型

- (1) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行う。
- (2) 一般監査は、一定の周期で実施する。その実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする法人及び指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、別紙「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。
- (3) 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、別紙「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

3 一般監査の実施の周期

- (1) 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、3 箇年に 1 回とする。
 - ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
 - イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。なお、法人に対する一般監査と施設又は事業（以下「施設等」という。）に対する監査（以下「施設監査」という。）との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが所轄庁及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、所轄庁の判断により、監査の実施の周期を 3 箇年に 1 回を超えない範囲で設定することができる。ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。
- (2) (1) にかかわらず、(1) のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、所轄庁が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。
 - ア 法第 36 条第 2 項及び法第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置している法人に

において、法第 45 条の 19 第 1 項及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。）第 2 条の 30 の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5 箇年に 1 回

イ 会計監査人を設置していない法人において、法第 45 条の 19 の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5 箇年に 1 回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4 箇年に 1 回

(3) (1) にかかわらず、(1) のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人のうち(2)に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断するときは、一般監査の実施の周期を 4 箇年に 1 回まで延長することができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又は ISO9001 の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(4) 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。

(5) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

4 指導監査事項の省略等

(1) 法第 36 条第 2 項及び法第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第 45 条の 19 に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、別紙「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の 3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

- (2) 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合には、別紙「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。
- (3) (1)の会計監査及び(2)の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、別紙「指導監査ガイドライン」のⅠ「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものの内容を活用し、効率的な実施を図られたい。

5 指導監査の結果及び改善状況の報告

- (1) 指導監査の結果に基づいて行う法人への指導は、以下のとおり実施する。

ア 法令又は通知等の違反が認められる場合

(ア) 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導すること（文書指摘）。また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して法人から報告をさせ、所轄庁が必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができること。

(イ) 違反の程度が軽微である場合又は違反について（ア）の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導すること（口頭指摘）ができること。

イ 法令又は通知等の違反が認められない場合

法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができること。

なお、アの（イ）及びイの指導を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する必要がある。

- (2) (1)の指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。
- (3) (1)の指導を行った事項について改善が図られない場合には、法第56条第4項又は第58条第2項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）をする等所要の措置を講ずる。
- (4) (3)の改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、法第56条第5項の規定に基づき、その旨の公表をする等所要の措置を講ずる。
- (5) (3)の改善勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第56条第6項又は第58条第3項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（以下「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずる。
- (6) (5)の改善命令に従わないときは、法第56条第7項及び第8項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員了解職勧告又は解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施する。
- (7) 指導監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質

の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましい。

6 指導監査の結果の報告

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の指導監査の結果（都道府県にあつては、管内市（指定都市及び中核市を除く。）が実施した指導監査の結果を含む。）については、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に報告する。

7 関係機関等との連携等

- (1) 法人運営と施設等の運営とは相互に密接な関係を有するものであることから、法人の指導監査を行うに当たっては、当該法人の施設等が所在する区域の行政庁に必要な情報又は資料の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を取りながら実施する。
- (2) 当該法人の施設等が所在する区域の行政庁は、法人に対して適当な措置をとる必要があると認めるときは、法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。
- (3) 指導監査の過程において、所轄庁が処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、施設監査の所管課又は当該法人の施設等が所在する区域の行政庁と十分に連携を図りながら、法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。その際、法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する。